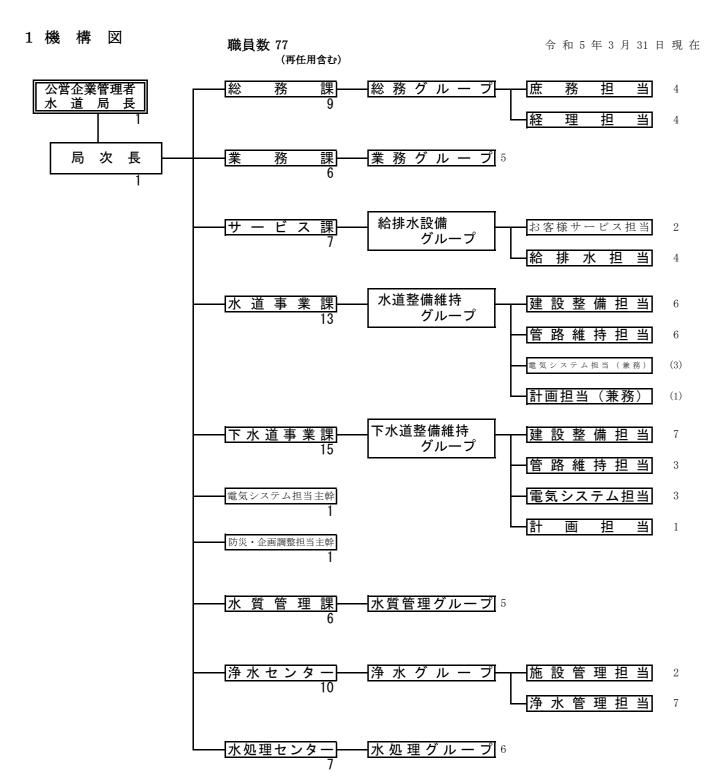
機構および人事状況



2 事 務 分 掌

課(セン	ターを含	む。)			分	掌	事	務	
総	務	課	(2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28)	局儀公例公文職職職職職職工を局局予決現財財企工た資小第固水簡局の式印規告書員員員員員地除が庁算算金政務業事な産樽7定道易内底及のの式のののののののののののののののののののののののののののののののののの	ついになった。 では、	こと。 にに ととい 理 い の 及こ 金い修 計につ」課 い の 及こ 金い修 間のこうと で と。 で こ でとな 昭のこうとのこと で と。 いこた 昭のこうとのことができない。 かっこん ロック	た。 こと (局内他語 いてのこと。 ごと。 経産を除く。) 14年小樽市な いでのなな	果及びセンターに についてのこと 企業管理規程第8 銀についてのこと	上。 8号) 上。
業	務	課	(2) (3) (4) (5) (6) (7)	水道の使用の開始 水道料金、下水道 「水道料金等の表 水道料金等の未終 給水停止処分その 水道メーター(作 のこと。 使用水量の計量及 局料金センターに	道使用料その他の という。)の調定 k道事業に係るも 内整理及び欠損処 D他の滞納処分に 育易水道事業に係 及び認定並びに汚	収入(簡易水道 、収納及び還付 のを含む。) 及 分についてのこ ついてのこと。 るものを含む。	けについての さ びで下水道使月 こと。 以下「メーク	こと。 用料の減免につい ター」という。)	いてのこと。
サ 一	・ビス	課	(2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13)	上下水が大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	事事業者及び下水 皆負担合語を 性の道路用の になる はいる道用のでででは にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる	道指定工事店はび減免によってというでは、 でいての占用のでは、 のこと、 のこと、 ののこと、 ののでは、 ののでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのできる。 でいていている。 でいている。 でいている。 でいている。 でいるできる。 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるでいるできる。 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるでいるできる。 でいるでいるできる。 でいるでいるできる。 でいるできる。 でいるできる。 でいるでいるでいるでいるできる。 でいるできる。 でいるでいるできる。 でいるでいるできる。 でいるでいるでいるできる。 でいるではななでいるできる。 でいるでいるではななでいるできる。 でいるでいるではななでいるではななでいるできる。 でいるではななできる。 でいるではななでいるではななでいるではななできる。 でいるではななできる。 でいるではななできる。 でいるではななでいるではななではななできる。 でいるではななではななではななではななではななではななではななではななではななではな	こついてのこと。 「及び更新並ないてのこと。 「及び給水用」 「についての。」 「なのこと。 「なが給水用」	びに給水装置工具の指定についっ こと。 いてのこと。	てのこと。

課(センターを含む。)	分 掌 事 務
水道事業課	(1) 配水管工事における占用についてのこと。 (2) 給水装置の修繕についてのこと。 (3) 給水施設の受託工事についてのこと(他課に係るものを除く。)。 (4) たな卸資産(メーターを除く。)の管理についてのこと。 (5) 配水管及びその附属施設についてのこと。 (6) 配給水管路台帳図及び仕切弁台帳の整備保管についてのこと。 (7) 導水管、送水管、配水管並びにそれら附属施設の維持管理についてのこと。 (8) 別表水道事業課の部に掲げる所管施設の維持管理についてのこと。 (9) 消火栓及び消火栓台帳の維持管理についてのこと。 (10) 漏水防止対策についてのこと。 (11) 緊急給水についてのこと。 (12) 簡易水道事業に係る配水管及びその附属施設についてのこと。 (13) 開発行為のうち水道に係る技術的指導についてのこと。 (14) 水道事業に係る企画、調査及び計画についてのこと。 (15) 水道施設の拡張及び更新の実施についてのこと。 (16) 水利権の取得についてのこと。 (17) 水道施設(給水施設を除く。)の受託についてのこと。 (18) 局本庁舎の工事の実施についてのこと。 (19) 簡易水道事業に係る計画の策定並びに拡張及び改良工事の実施についてのこと。
下水道事業課	(1) 下水道処理区域についてのこと。 (2) 管きょ工事における占用についてのこと。 (3) 排水設備の修繕についてのこと。 (4) 汚水管及び雨水管並びにそれら附属施設についてのこと。 (5) 公共下水台帳の整備保管についてのこと。 (6) 汚水管及びその附属施設の維持管理についてのこと。 (7) 開発行為のうち下水道に係る技術的指導及び検定についてのこと。 (8) 下水道事業に係る企画、調査及び計画についてのこと。 (9) 下水道施設の拡張及び更新の実施についてのこと。 (10) 局本庁舎の工事の実施についてのこと。
水質管理課	(1) 水道法(昭和32年法律第177号)等による定期及び臨時に実施する水質試験についてのこと。 (2) 水質の試験、調査等の受託についてのこと。 (3) 各浄水場、各下水終末処理場等における水質管理に関する調査及び指導についてのこと。 (4) 水道用薬品の試験についてのこと。 (5) 水質分析用機器及び自動水質計器等の保守点検についてのこと。 (6) 簡易水道事業に係る定期水質試験、水質管理等についてのこと。
浄水センター	(1) 別表浄水センターの項に掲げる所管施設(以下この項において単に「所管施設」という。) の維持管理についてのこと。 (2) 所管施設に係る流水の占用及び土地の占用許可の更新についてのこと。 (3) 所管施設に係る浄水管理状況の統計及び報告についてのこと。 (4) 所管施設に係る関係機関との連絡調整についてのこと。 (5) 所管施設に係る送水調整についてのこと。 (6) 所管施設に係る送水調整についてのこと。 (7) 簡易水道事業に係る浄水場、配水池及び配水ポンプ所の維持管理についてのこと。 (8) 簡易水道事業に係る配水池の受水調整についてのこと。
水処理センター	 (1) 別表水処理センターの項に掲げる所管施設の維持管理についてのこと。 (2) 下水の水質試験についてのこと。 (3) 下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場に係る各種届出の受理及び内容審査についてのこと。 (4) 下水道法第12条第1項に規定する除害施設の設置指導、確認及び検査についてのこと。 (5) 工場又は事業場に対する監視及び指導についてのこと。 (6) 工場又は事業場の排水の水質分析についてのこと。

別 表

所 管 課 (センターを含む。)	所管施設
水道事業課	桜第2高区ポンプ室、北手宮ポンプ室、奥沢ポンプ所、伍助沢ポンプ所及び最上ポンプ所
浄水センター	(1) 常盤ダムの貯水施設 (2) 天神浄水場、豊倉浄水場及び銭函浄水場の取水施設、導水施設、浄水施設並びに送水施設 (3) 文治沢配水池、清風ヶ丘ポンプ所、清風ヶ丘配水槽、新光配水池、桜第1高区配水地、桜低区配水池、桜第2高区配水池、潮見台配水池、真栄配水池、松ヶ枝配水池、高区配水池、中区配水池、低区配水池、於古発送水ポンプ所、於古発配水槽、於古発高区配水槽、長橋配水池、坂本配水池、オタモイ送水ポンプ所、オタモイ配水池、吉原配水池、幸配水池、北手宮配水池、手宮配水池、赤岩配水池、塩谷配水池、桃内配水池、蘭島配水池、望洋台ポンプ所、望洋台第1配水槽、望洋台第2送水ポンプ室、望洋台第2配水槽、於古発高区ポンプ室、高区送水ポンプ所、天神配水池、天神送水ポンプ所、朝里川温泉ポンプ室、朝里川温泉配水池、春香配水池、春香送水ポンプ所、春香第2送水ポンプ所、銭函高区揚水ポンプ室、銭函高区配水池、銭函中区配水池、銭函第1低区配水池、
	銭函第2低区配水池、見晴ポンプ所、見晴配水槽 (4) (1)~(3)に附属する施設 (5) 休止施設のうち所管する施設
水処理センター	 (1) 中央下水終末処理場、銭函下水終末処理場及び蘭島下水終末処理場 (2) 朝里第1汚水中継ポンプ場、朝里第2汚水中継ポンプ場、船浜汚水中継ポンプ場、勝納汚水中継ポンプ場、入船汚水中継ポンプ場、高島汚水中継ポンプ場、 祝津汚水中継ポンプ場、塩谷第1汚水中継ポンプ場、塩谷第2汚水中継ポンプ場、 塩谷第3汚水中継ポンプ場、張確第1汚水中継ポンプ場、 張確第2汚水中継ポンプ場、若竹ポンプ所

3 職 員 配 置

(令和5年3月31日)

		職 名		職			員		その他	<u> </u>	
所	· 「属	414. 1	局長	局次長	課長	係長	事務	技術	技能	再任用	計
	小模 水	算市公営企業管理者 道 局 長	人 1	人	人	人	人	人	人	人	人 1
	局 次 長			1							1
	主	幹			2						2
	総	課長			1						1
	務	庶務担当				1	3				4
	課	経 理 担 当				1	3				4
	HAK	計	_	-	1	2	6	_	_	-	9
水	業	課長			1						1
	務	担当				2		1		2	5
	課	計	_	-	1	2	-	1	-	2	6
	サ	課長			1						1
	Í Ľ	お客様サービス担当				1				1	2
道	ス 課	給排水担当				1		2		1	4
	H/K	計	_	-	1	2	-	2	_	2	7
		課長			1						1
	水	建設整備担当				2		4			6
	水道事	管路維持担当				1		3		2	6
局	業課	電気システム担当(兼務)				(1)		(2)			(3)
	H/K	計画担当(兼務)				(1)					(1)
		計	-	-	1	3	=	7	-	2	13
		課長			1						1
	下	建設整備担当				2		5			7
	水道事業	管路維持担当				1		1		1	3
	事 業	電気システム担当				1		2			3
	課	計画担当				1					1
		計	-	-	1	5	_	8	-	1	15

			哉 名		職			員		その他		
序	所属		W 11	局長	局次長	課長	係長	事 務	技術	技能	再任用	計
	水	課	長			1						1
水	水 質 管 水 理	担	当				2		3			5
//	課	悄止	+	_	_	1	2	-	3	-	_	6
	浄	所	長			1						1
道	:水セン	施設管	理担当				1		1			2
坦	ンタ	浄水管	理担当				2		3		2	7
]	が止	+	-		1	3	-	4	-	2	10
	水処	所	長			1						1
局	理セン	担	当				3		1		2	6
	ター	言	+	-	_	1	3	-	1	_	2	7
	合		計	1	1	10	22	6	26	_	11	77
	前	年 同	期	1	1	10	24	7	25	3	9	80

4 年齢別職員構成

(令和5年3月31日)

職名	瑞	員	その他	の職員	計						
年 齢	事 務	技 術	技 能	再 任 用	人 数	比 率					
20 歳 未 満	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0.0 %					
20 歳以上25歳未満	0 人	4 人	0 人	0 人	4 人	5.3 %					
25 歳以上30歳未満	0 人	6 人	0 人	0 人	6 人	7.9 %					
30 歳以上35歳未満	3 人	12 人	0 人	0 人	15 人	19.7 %					
35 歳以上40歳未満	3 人	3 人	0 人	0 人	6 人	7.9 %					
40 歳以上45歳未満	2 人	3 人	0 人	0 人	5 人	6.6 %					
45 歳以上 50 歳未満	3 人	9 人	0 人	0 人	12 人	15.8 %					
50 歳以上55歳未満	0 人	8 人	0 人	0 人	8 人	10.5 %					
55 歳以上60歳未満	0 人	7 人	0 人	0 人	7 人	9.2 %					
60 歳 以 上	0 人	2 人	0 人	11 人	13 人	17.1 %					
計	11 人	54 人	0 人	11 人	76 人	100.0 %					
平均年齢	39歳3か月	41歳9か月	_	62歳10か月	44歳6か月						

(公営企業管理者を除く)

5 勤続年数別職員構成

(令和5年3月31日)

職名	職	員	その他	の職員	間日	+		
年 数	事務	技 術	技 能	再 任 用	人 数	比 率		
1 年 未 満	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0.0 %		
1年以上3年未満	3 人	6 人	0 人	0 人	9 人	11.8 %		
3年以上5年未満	5 人	10 人	0 人	1 人	16 人	21.1 %		
5年以上7年未満	1 人	7 人	0 人	0 人	8 人	10.5 %		
7年以上9年未満	1 人	4 人	0 人	0 人	5 人	6.6 %		
9年以上11年未満	1 人	3 人	0 人	0 人	4 人	5.3 %		
11年以上15年未満	0 人	2 人	0 人	1 人	3 人	3.9 %		
15年以上20年未満	0 人	3 人	0 人	0 人	3 人	3.9 %		
20年以上25年未満	0 人	2 人	0 人	0 人	2 人	2.6 %		
25年以上30年未満	0 人	10 人	0 人	0 人	10 人	13.2 %		
30年以上35年未満	0 人	4 人	0 人	0 人	4 人	5.3 %		
35年以上40年未満	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2.6 %		
40 年 以 上	0 人	3 人	0 人	7 人	10 人	13.2 %		
計	11 人	54 人	0 人	11 人	76 人	100.0 %		
平均勤続年数	4年2か月	14年11か月	-	36年6か月	16年6か月			

(公営企業管理者を除く)

6 職員数推移調

(令和5年3月31日)

	• • • •	11	11 E 15 Mg				п —]			n			П			П								-		(11	700	<u>年3月31日)</u> II			
`	年度		H23			H24			H25			H26	;		H27			H28			H29			H30			R元			R2			R3		R4		
区;	分人	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	局長 局参事	:																																			
職	局次長 主幹	10		10	11		11	11		11	11		11	11		11	10	1	11	10	1	11	10	1	11	10	1	11	11		11	12		12	12		12
	課長 所長																																				
員	主査係長	24	1	25	22	1	23	23		23	23		23	23		23	23		23	24		24	24		24	24		24	25		25	22	2	24	20	2	22
	事務	6	3	9	5	3	8	5	2	7	5	2	7	5	3	8	5	3	8	5	3	8	2	5	7	1	6	7	3	5	8	3	4	7	4	2	6
	技術	23		23	22		22	22		22	20		20	21		21	20		20	20		20	24		24	26		26	24		24	24	1	25	25	1	26
そ	技能	17		17	17		17	12		12	12		12	12		12	10		10	9		9	9		9	8		8	4		4	3		3			
の他	労務																																				
の職	再任用	2		2	2		2	5		5	6		6	5		5	8		8	9		9	5		5	4		4	8		8	9		9	10	1	11
員																																					
合	計	82	4	86	79	4	83	78	2	80	77	2	79	77	3	80	76	4	80	77	4	81	74	6	80	73	7	80	75	5	80	73	7	80	71	6	77
備	; 考																																				